○**文部科学省告示第百四十一号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成三十年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十二年文部科学省告示第五十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　八女市黒木伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
釜屋	一棟	八女市黒木町黒木三〇
主屋	一棟	八女市黒木町桑原一三五―一

○**文部科学省告示第百四十二号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成三十年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十五年文部科学省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表七に、次の表に掲げるものを追加する。

別表七　篠山市福住伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
土蔵	一棟	篠山市福住四九一
主屋	一棟	篠山市福住三六四
離れ	一棟	篠山市福住三六四、五一一―二
主屋	一棟	篠山市福住三三一
主屋	一棟	篠山市安口八八三―五、八七七
土蔵	一棟	篠山市安口八八四―三

○**文部科学省告示第百四十三号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成三十年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十六年文部科学省告示第百七十九号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　横手市増田伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	横手市増田町増田字本町七八
付属屋	一棟	横手市増田町増田字本町七八

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　津山市城東伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	津山市林田町六七

○**文部科学省告示第百四十四号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成三十年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十七年文部科学省告示第百八十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　村田町村田伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	村田町大字村田字町一八六

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　焼津市花沢伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	焼津市花沢三三番地
附属屋	一棟	焼津市花沢三三番地

○**文部科学省告示第百四十五号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成三十年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十九年文部科学省告示第百四十九号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表一　名古屋市有松伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
附属屋	一棟	名古屋市有松三一四六
附属屋	一棟	名古屋市有松八一七
附属屋	一棟	名古屋市有松八一七
附属屋	一棟	名古屋市有松八一七
土蔵	一棟	名古屋市有松八一七
主屋	一棟	名古屋市有松八二〇